



野洲市財政健全化計画

平成18年10月

野 洲 市

目 次

はじめに.....	1
1 中期財政見通し.....	2
(1) 現在の財政状況.....	2
(2) 中期財政見通し.....	3
2 健全化計画の基本的な考え方.....	7
(1) 取組方針.....	7
(2) 位置付け.....	8
(3) 計画期間.....	8
3 健全な財政の構築に向けて.....	9
(1) 歳出の削減.....	9
(2) 効率的な行政運営.....	9
(3) 歳入の確保.....	10
(4) 予算の重点配分による施策展開.....	10
4 実行プログラム.....	11
(1) 歳出の削減.....	11
(2) 効率的な行政運営.....	13
(3) 歳入の確保.....	15

はじめに

本市は、平成 16 年 10 月 1 日の合併から 2 年が経過しました。

この間、合併による人件費の削減やスケールメリットによる各種事務・事業の経費削減など、一定の行政運営の効率化を図ってきました。また、平成 18 年度には野洲市がめざすまちづくりの指針ともいべき総合計画をはじめ各種計画を策定し、市民とともに新たなまちづくりを展開しようとしています。

しかし、本市の財政は、財政構造の硬直化傾向が急激に進み、極めて厳しい運営を強いられています。これは、法人市民税を中心とした税収の伸び悩みや年度ごとの大きな収入額の変動、平成 16 年度からスタートした国の三位一体の改革による地方交付税の大幅な削減、さらには市債残高の増加などに起因すると考えられます。

その結果、平成 18 年度当初予算においては、13 億円を超える財源不足が生じており、緊急避難的に基金を取り崩すことにより対応してきましたが、基金残高は枯渇寸前の状態にあります。今後の財政運営は大変厳しい状況にあります。

このため、本市では、野洲市行政改革推進委員会を設置し、さまざまな角度からご意見をいただき、平成 18 年 8 月 22 日に行政改革の推進に向けた提言を受けました。この提言に基づき、10 月には、国や県への依存体質から脱却し、自立可能な自治体をめざすための「第 1 次野洲市行政改革大綱」を策定しました。

「野洲市財政健全化計画」は、この大綱を実効性のあるものとし、一刻も早く健全な財政運営を確保するために策定したもので、平成 18 年度から平成 22 年度までの 5 年間に集中的に改革に取り組む期間と定めています。

この難局を本市の新たなまちづくりの好機と捉え、市民の皆さんとの役割分担を進めながら、職員が一丸となって本計画を着実に実行に移し、スリムで効率的な行財政体質への再生を果たそうとするものです。

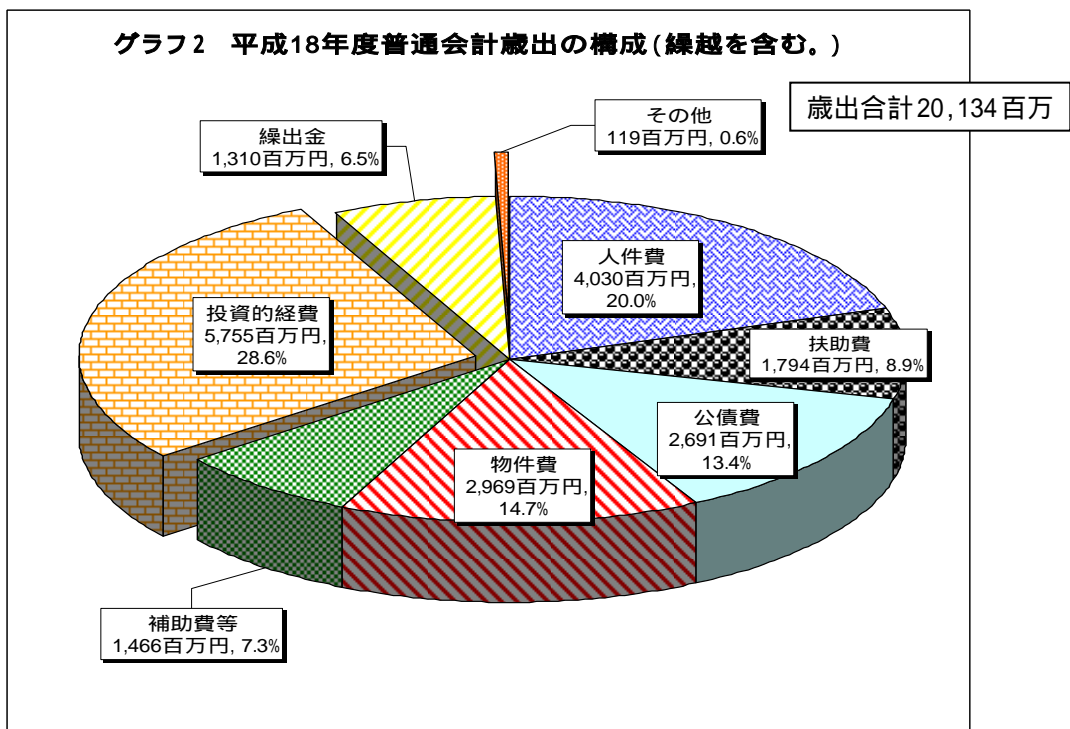
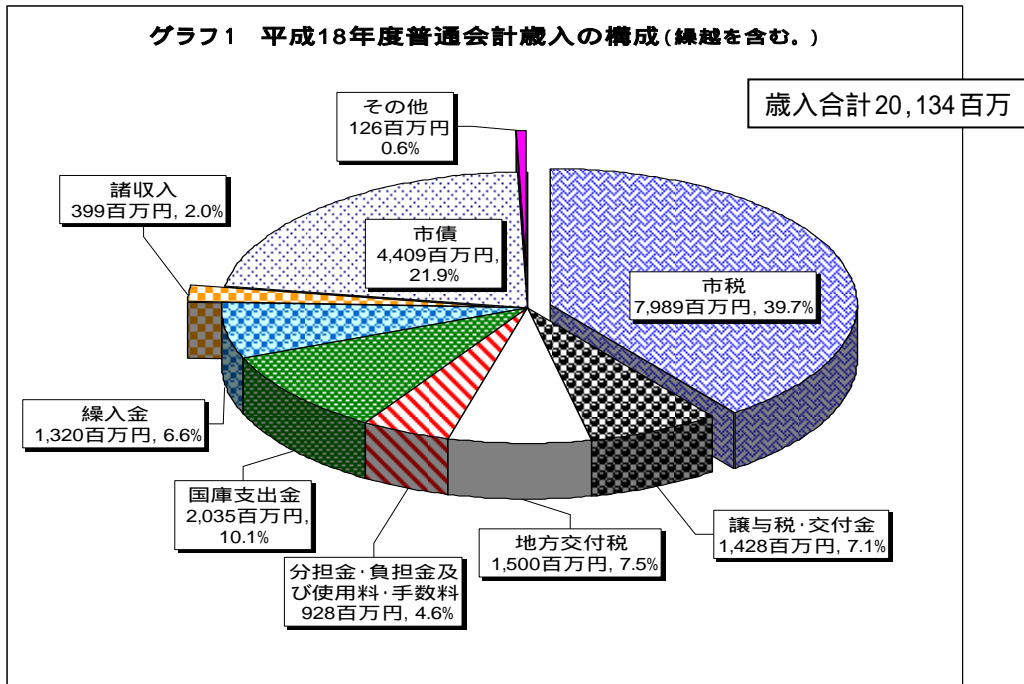
平成 18 年 10 月

野 洲 市 長 山 崎 甚 右 衛 門

1 中期財政見通し

(1) 現在の財政状況

本市の財政は、市税が歳入の約4割を占める構造となっており、特に、法人市民税の占める割合が高いことから、経済動向等による影響が直接現れる構造となっています。また、国の三位一体の改革による地方交付税の減収は、本市の財政運営に大きな影響を与えています。



歳出では、人件費、扶助費及び公債費の合計額が 85 億円余りで、歳出全体の 42.3%を占めています。また、経常的経費が増加しており、財政の硬直化が進んでいます。

平成 17 年度末の市債（借入金）の現在高は、普通会計で約 245 億円、人口 1 人当たり約 50 万円と多額になっています。

- ・「人件費」は職員給与などの経費、「扶助費」は生活保護や福祉医療などの給付費、「公債費」は借入金の元利償還費です。
- ・「経常的経費」とは、公債費など毎年予算計上が必要となり、支出される経費です。

（２）中期財政見通し

前記のような本市の特徴を踏まえながら、以下のとおり、平成 19 年度から平成 22 年度までの今後 4 年間の財政見通しを推計しました。

基本的な考え方

中期的な視点に立った財政運営を進めるための参考資料として、平成 18 年度予算における制度、施策等を基本に、三位一体の改革、税制改正等制度改革が確実に見込まれるものを反映するとともに、過去の決算状況等を参考に推計を行ったものです。

試算の対象

普通会計を対象とします。

「普通会計」とは、一般会計(居宅介護支援事業費及び介護予防支援事業費を除く。)、地域医療振興資金貸付事業特別会計、墓地公園事業特別会計、基幹水利施設管理事業特別会計及び土地取得事業特別会計をいいます。

推計方法

平成 17 年度決算見込み、平成 18 年度予算等を前提に、一定の条件のもとに推計しました。基本的に“平成 18 年度と同程度の収支”を見込んでいますが、異なった推計方法を採用したものの主な内容は、次のとおりです。

【歳入】

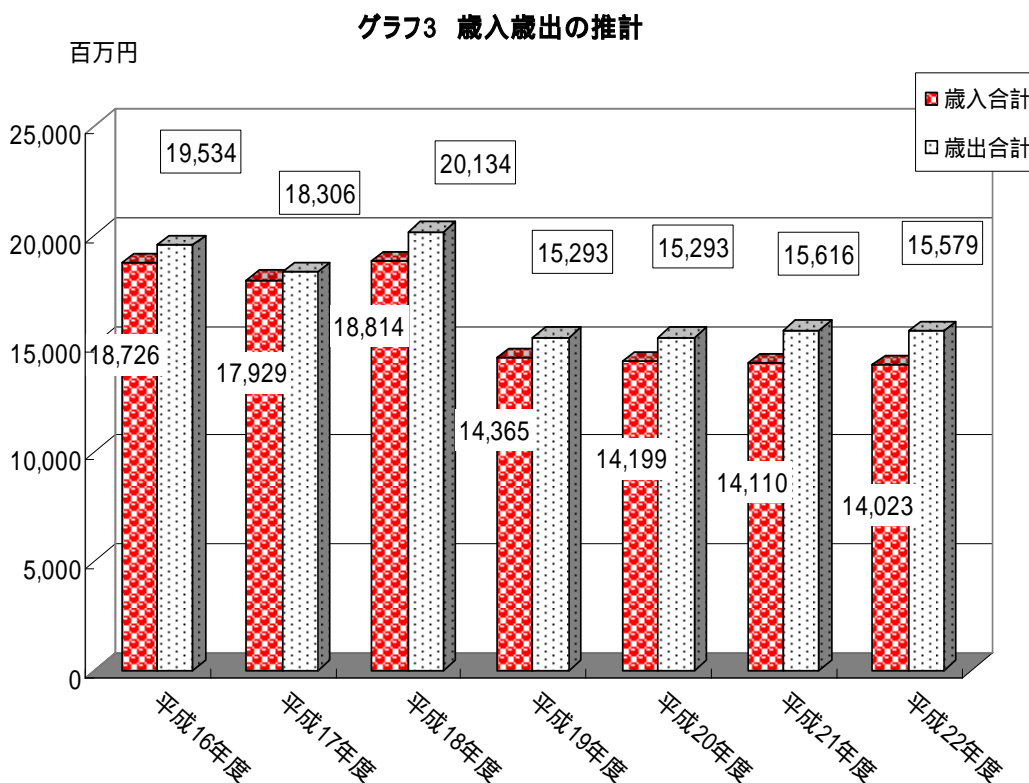
市 税	市民税のうち個人分については、定率減税の縮小・廃止に係る増収を見込む。(平成 19 年度から実施される新たな税制改正は見込まない。)
譲与税・交付金	地方特例交付金については、定率減税の縮小・廃止分を見込む。
地方交付税	合併支援措置分を除き、毎年度 2%の減少を見込む。
国・県支出金	投資的経費充当財源を控除する。また、合併支援交付金等を見込む。
繰入金	他会計繰入金のみを計上する。
諸収入	投資的経費充当財源を控除する。
市債 (借入金)	減税補てん債は、定率減税の縮小・廃止に係る減収を見込む。投資的経費に係る通常分の市債については、見込まない。

【歳出】

人件費	職員給与については、現行の給与と、原則として現行の定員適正化計画に基づく職員数により算定する。
扶助費	2%程度の伸率で推計する。(制度改正を見込まない)
公債費	平成18年度以前に借り入れた(借り入れる)市債に係る元利償還額並びに減税補てん債及び臨時財政対策債の償還額を見込む。
投資的経費	国や県の補助金などの特定財源を見込まずに、普通建設事業(公共事業)に必要な一般財源のみで約10億円を投資的経費として試算する。

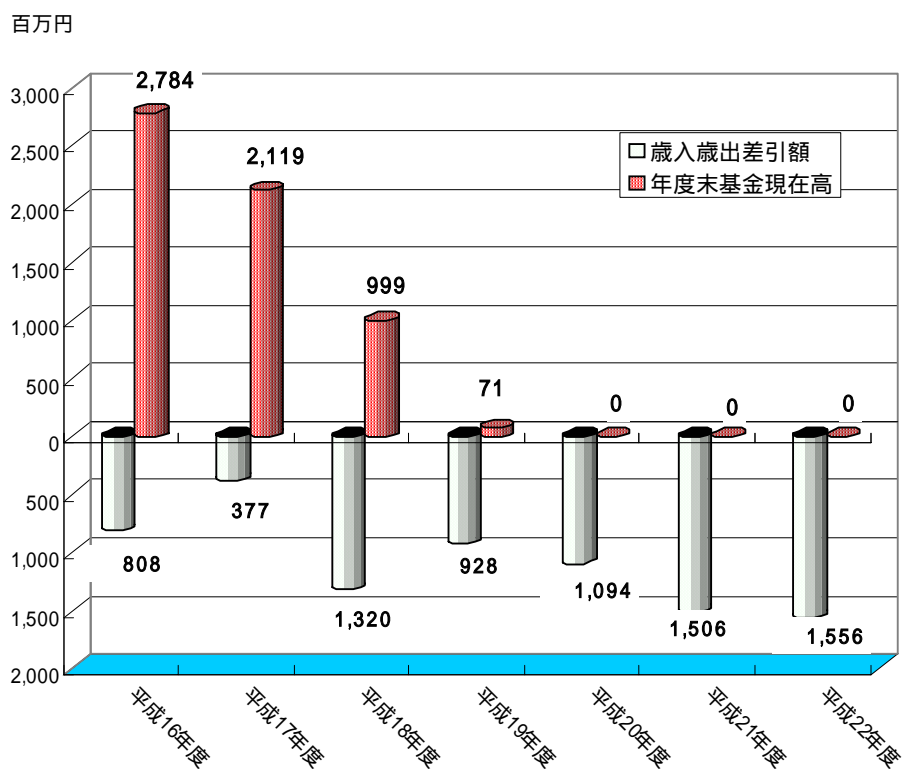
「投資的経費」とは、道路、橋、公園、学校、公営住宅の建設など、社会資本の整備に要する経費です。普通建設事業費、災害復旧事業費で構成されています。

「投資的経費」の算定については、本年度、「野洲市総合計画」や各種計画を策定中であり、具体的な事業計画が定まらないことから、一般財源のみを見込むこととしました。このため、平成19年度以降、歳入歳出規模が大きく減少することとなっていますが、平成18年度後期には、再度財政シミュレーションを行い、実態に即した財政見通しを推計するものとします。



「グラフ3」は、前記の一定の条件のもとに平成19年度から平成22年度までの財政見通しを推計したもので、歳入・歳出それぞれの合計額を示します。歳出が歳入を上回り、毎年財源不足が生じる可能性があります。

グラフ4 財政収支見通し



「グラフ4」は、グラフ3で推計した歳入歳出の差引額と基金（貯金）の残高の推移を示します。

平成20年度以降、毎年度10億円を超える財源不足が生じる可能性があります。

また、平成19年度には財源不足を補うための基金が枯渇すると推測されます。

総 括

このように、このまま改善策を講じることなく従来型の財政運営を行った場合は、平成 19 年度には基金が枯渇すると考えられます。その結果、平成 20 年度は約 10 億円、平成 21 年度からは毎年 15 億円を超える財源不足が生じる可能性があり、平成 21 年度には約 25 億円の累積赤字に達し、財政再建団体に転落するおそれがあります。

また、数年後には国や県の合併支援交付金等がなくなり、合併後 10 年から 15 年後には合併の特例措置としての普通交付税が徐々に減少します。

一方、本市では、公共施設の耐震化、保健・福祉・医療の需要増、環境対策、河川や道路、駅舎改築、駅前整備などの都市基盤整備といった緊急課題が山積しています。

多様化する市民の行政ニーズに対応し、将来にわたり長期に安定した財政運営を実現していくためには、不断の決意で財政健全化に向けた取組を進め、自立に向けた磐石な財政構造を構築していくことが急務です。

この財政見通しは、平成 18 年度当初予算を基本において推計したものですので、昨今の社会情勢の変化が著しい時代にあって、今後の税収の変化や国の三位一体改革の動向により、推計結果が大きく変動することがあります。しかし、それらの要因によって大きな財政状況の好転は期待できず、本市の財政は大変厳しい状況にあるといえます。

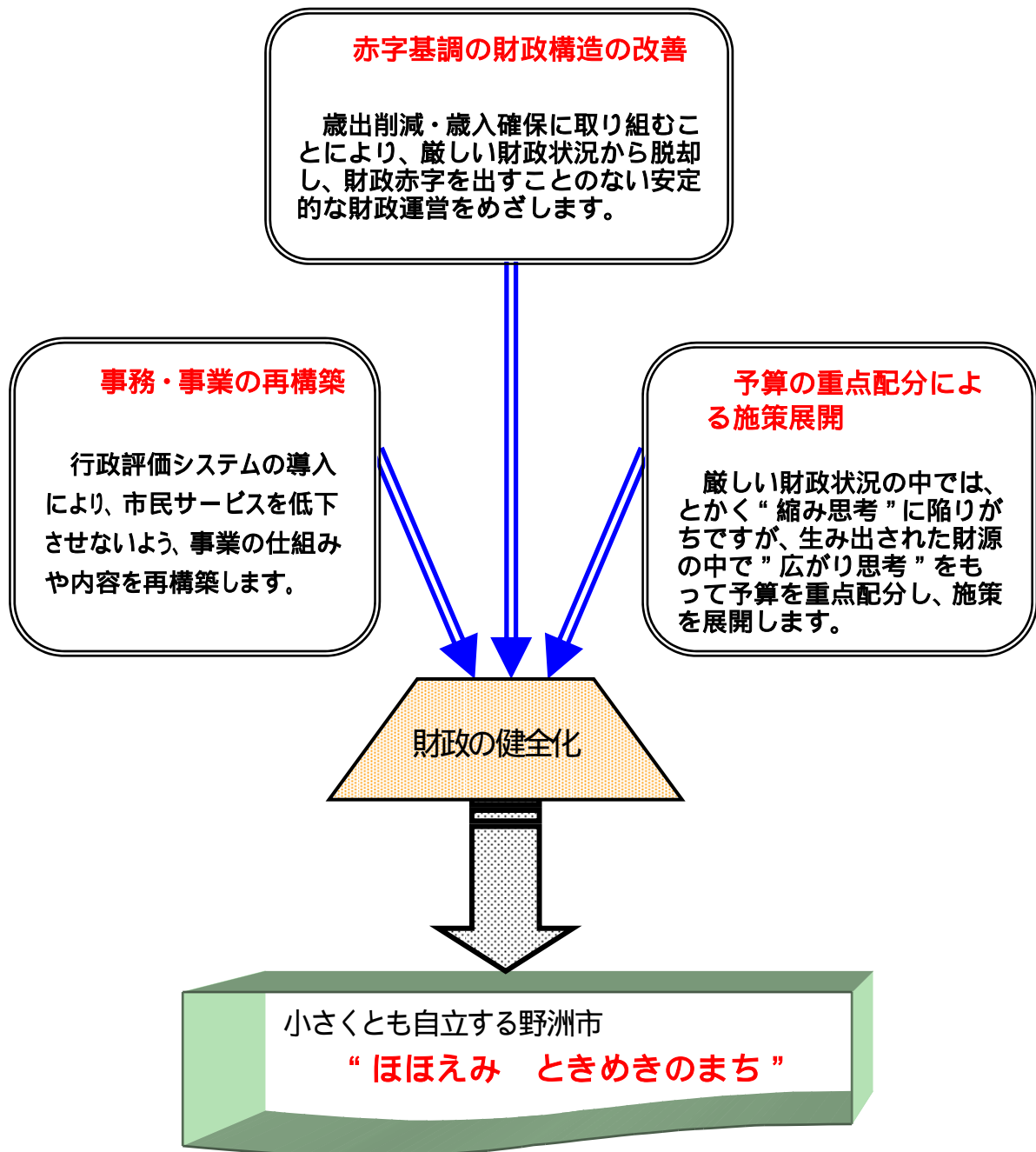
(「財政再建団体」とは、累積赤字が標準財政規模の 20% を超える団体となっていますので、野洲市の場合は、累積赤字が約 20 億円を超えると財政再建団体となり、国の監視下に置かれることとなります。)

2 健全化計画の基本的な考え方

前記の財政状況の現状を踏まえ、財政の健全化に向けた取組を進めます。

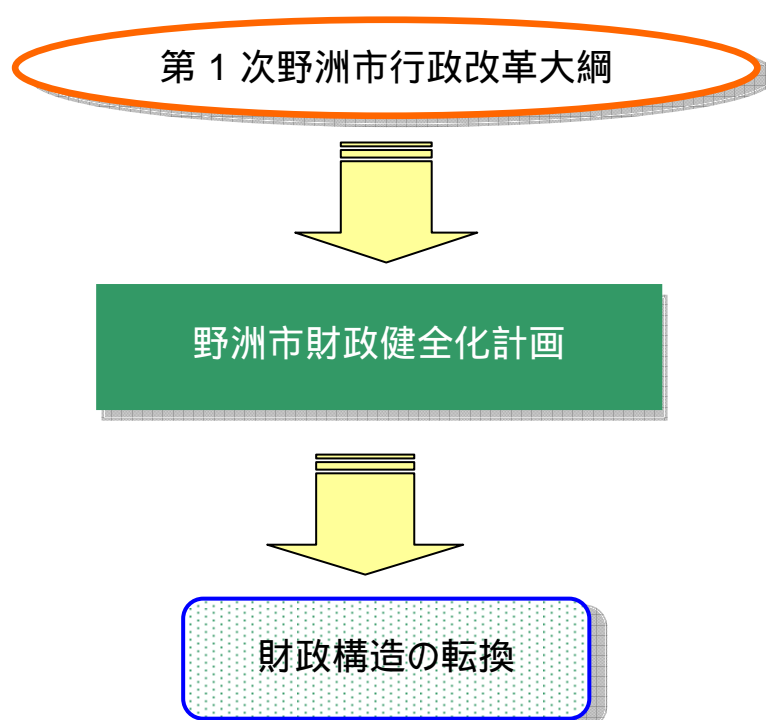
(1) 取組方針

次の3点を基本に取組を強化します。



(2) 位置付け

本市は、「第1次野洲市行政改革大綱」に基づき、行政システムの改善や財政構造の徹底した見直しを行うこととしました。この「財政健全化計画」においては、大綱に明記した財政健全化の推進に関し、その具体的な方策を明らかにし、健全な財政運営が将来にわたって確保されるよう、財政構造の転換を図ろうとするものです。



(3) 計画期間

この計画は、第1次野洲市行政改革大綱を受け、平成18年度から平成22年度までの5年間とします。しかし、社会情勢の変化により、必要に応じて見直しを行います。

3 健全な財政の構築に向けて

今日の財政状況を克服し、強固で、弾力性のある財政体質を確立するために、項目ごとにその実施方策を次のとおり定めました。このことを平成 18 年度及び平成 19 年度以降の予算に反映させていくものです。

(1) 歳出の削減

人件費の抑制

経常的経費の 3 割近くを占め、義務的経費の 5 割近くを占める人件費は、最大の事業費です。早期に定員適正化計画を見直し、嘱託職員を含め職員数の削減を行います。また、特殊勤務手当や通勤手当、時間外勤務手当などの職員手当を見直し、総人件費の抑制に取り組みます。

一般行政経費の削減

省エネルギー・省資源の推進により、公共施設の維持管理経費の節減に努めるとともに、事務・事業の改善により、備品購入費、事務費などの物件費の削減を行います。

投資的経費の抑制

緊急度や費用対効果を検証し、一般財源ベースでの削減を行います。また、入札制度を見直し、公共工事のコストを削減します。

補助金の見直し

補助金の交付基準を策定することにより、団体補助金や事業補助金を見直します。また、見直しに当たっては、ゼロベースでの点検を行います。

扶助費の見直し

市単独扶助費の給付方法等を見直しを行います。

公債費の抑制

新規の市債の発行を抑制し、実質公債費比率を 18% 未満に保ちます。

(2) 効率的な行政運営

外部委託、民営化の推進

多様化する行政需要のもとで、行政サービスの向上と効果的・効率的な行政運営を図るため、民間能力の積極的な活用や市民等との協働により、公的サービスを提供します。このため、平成 18 年度中に指定管理者制度の活用拡大や民営化の指針を定めます。

公共施設の統廃合及び有効活用

本市は、合併により類似施設が多くあります。これらの統廃合等により施設の効率的な管理運営を行います。このため、平成 18 年度中に今後の指針を定めます。

行政評価システムの運用

行政評価システムの運用により、予算編成システムの再構築に努めるとともに、事務・事業の統廃合を行います。

組織・機構の見直し

社会経済情勢の変化に対応した簡素で効率的な組織体制の確立は、行政改革を推進するために非常に重要です。部や課の統廃合、重要施策推進のための職員の重点配置など、既存の組織機構のあり方を見直します。

(3) 歳入の確保

市税の増収確保

市税収入は、大きな伸びが期待できない状況にあります。将来に向けて本市が発展するためには、安定的な収入を確保しなければなりません。市税の収納率の向上や法人市民税の税率の見直しを行うとともに、企業誘致を推進し、増収確保に取り組みます。

受益者負担の適正化と増収確保

住民負担の公平性と自主財源の確保を図るため、使用料・手数料などの受益者負担の適正化と減免制度の見直しを行います。また、税外収入の収納率の向上に向けた取組を強化します。

財産収入の確保

未利用の市有地で活用度の低い土地については、積極的に売却と有効活用を図り、財産収入を確保します。

基金の確保

前年度の歳計剰余金処分に当たっては、毎年、積極的に財政調整基金等へ積み立てます。

(4) 予算の重点配分による施策展開

本市は、本格的なまちづくりがスタートしたばかりです。

厳しい財政状況の中では、とかく“縮み思考”に陥りがちですが、生み出された財源の一部を重点的に配分し、“広がり思考”をもって、市民主体の施策を展開します。

4 実行プログラム

(1) 歳出の削減

人件費の抑制

担当部・課	総務部総務課
-------	--------

取組項目	年度別計画					備考
	H18	H19	H20	H21	H22	
特別職給与の削減継続	実施	▬▬	継続実施	→		継続実施
職員数の削減	実施	▬▬	継続実施	→		<ul style="list-style-type: none"> ・「定員適正化計画」の見直し（現行計画 23人 = 5%） ・職員数の削減目標を平成17年4月1日現在の職員数458人 平成22年4月1日の職員数427人以内（31人以上、6.7%以上） ・嘱託職員の削減
職員手当の見直し	実施	▬▬	継続実施	→		<ul style="list-style-type: none"> ・管理職手当の削減継続 ・特殊勤務手当・通勤手当の見直し ・時間外勤務手当の縮減

期間内の削減目標額	4億円
-----------	-----

一般行政経費の削減

担当部・課	全部・課共通
-------	--------

取組項目	年度別計画					備考
	H18	H19	H20	H21	H22	
平成18年度物件費総額の5%以上を削減	検討	実施	▬▬	継続実施	→	

期間内の削減目標額	1億6千万円
-----------	--------

投資的経費の抑制

担当部・課	全部・課共通（入札制度の見直しは、総務部総務課）
-------	--------------------------

取組項目	年度別計画					備考	
	H18	H19	H20	H21	H22		
投資的経費所要一般財源を毎年5%以上削減	検討	実施	▯▯ 継続実施	→			
入札制度の見直し		検討	実施	▯▯ 継続実施	→		より効果的な入札制度及び電子入札の導入検討

期間内の削減目標額	2億5千万円
-----------	--------

補助金の見直し

担当部・課	全部・課共通（補助金交付基準の策定は、総務部企画財政課）
-------	------------------------------

取組項目	年度別計画					備考
	H18	H19	H20	H21	H22	
補助金交付基準の策定	策定					ゼロベースによる補助金のあり方を含め基準策定
団体補助金・事業補助金の見直し		実施	▯▯ 継続実施	→		

期間内の削減目標額	4千万円
-----------	------

扶助費の見直し

担当部・課	市民健康福祉部、教育委員会
-------	---------------

取組項目	年度別計画					備考
	H18	H19	H20	H21	H22	
市単独扶助費の給付方法等の見直し		検討	実施	▯▯ 継続実施	→	

公債費の抑制



担当部・課	総務部企画財政課
-------	----------

取組項目	年度別計画					備考
	H18	H19	H20	H21	H22	
原則として、新規の市債の発行を毎年18億円以下に抑制		検討	実施			普通会計債

(2) 効率的な行政運営

外部委託、民営化等の推進

担当部・課	全部・課共通（指針の策定は、総務部企画財政課）
-------	-------------------------

取組項目	年度別計画					備考
	H18	H19	H20	H21	H22	
公共施設（建築物）管理等の今後の指針策定	策定					
公の施設の指定管理者制度の活用推進		実施				直営施設の指定管理者制度への移行、公募の拡大等を上記指針により実施
業務の外部委託の推進		実施				費用対効果を検討のうえ、定型的・専門的業務等の外部委託を上記指針により実施
公共施設の民営化等の推進			準備	準備	実施	一部の施設で上記指針により民営化等を実施

期間内の削減目標額	1億円
-----------	-----

公共施設の統廃合及び有効活用

担当部・課	全部・課共通（指針の策定は、総務部企画財政課）
-------	-------------------------

取組項目	年度別計画					備考
	H18	H19	H20	H21	H22	
公共施設（建築物）の統廃合等の今後の指針策定	策定					
既存の類似施設等公共施設の統廃合等		実施	▯▯ 継続実施	→		類似施設の統廃合等を上記指針により実施
既存の公共施設の有効活用の推進		実施	▯▯ 継続実施	→		上記指針により実施

行政評価システムの運用

担当部・課	総務部企画財政課
-------	----------

取組項目	年度別計画					備考
	H18	H19	H20	H21	H22	
行政評価システムの運用	実施	▯▯ 継続実施	→			<ul style="list-style-type: none"> ・事務・事業の統廃合等 ・予算編成システムの再構築

組織・機構の見直し

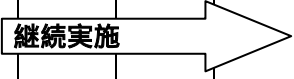
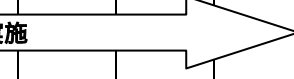
担当部・課	総務部企画財政課
-------	----------

取組項目	年度別計画					備考
	H18	H19	H20	H21	H22	
組織・機構の見直し	検討	実施	▯▯ 継続実施	→		<ul style="list-style-type: none"> ・簡素で効率的な組織・機構 ・重要施策推進のための職員の重点配置による組織の見直し

(3) 歳入の確保

市税の増収確保

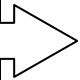
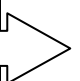
担当部・課	総務部税務課・環境経済部商工観光課
-------	-------------------

取組項目	年度別計画					備考
	H18	H19	H20	H21	H22	
市税収納率の向上	実施	□ □	継続実施 			収納率1%向上
法人市民税の税率の見直し		検討・周知	周知	実施		資本金1億円超の法人について、最高税率(14.7%)の適用(現行14.5%)
都市計画税の導入検討			検討	検討	検討	
企業誘致の推進	□ □	継続実施 				

期間内の増収目標額	8千万円
-----------	------

受益者負担の適正化と増収確保

担当部・課	全部・課共通
-------	--------

取組項目	年度別計画					備考
	H18	H19	H20	H21	H22	
使用料・手数料の見直し	検討	実施	□ □ 継続実施 			公共施設使用料金の徴収方法の平準化を含む。
税外収入の収納率の向上	検討	実施	□ □ 継続実施 			収納率1%向上
公共施設使用料の減免制度の見直し		検討	実施			

期間内の増収目標額	2千5百万円
-----------	--------

財産収入の確保


担当部・課	都市建設部・総務部
-------	-----------

取組項目	年度別計画					備考
	H18	H19	H20	H21	H22	
未利用の市有地の売却 又は貸付の推進	検討 実施	□ □	継続実施 			
市有財産の貸付率の統一	検討	実施				
市有地の有効利用による 広告料収入の確保	検討	実施				

期間内の増収目標額	3億1千万円
-----------	--------

基金の確保

担当部・課	総務部企画財政課
-------	----------

取組項目	年度別計画					備考
	H18	H19	H20	H21	H22	
財政調整基金等への積立の増額	実施	□ □	継続実施 			前年度からの繰越金の 2/3 以上を積立

この実行プログラムに掲載している『期間内の削減目標額』及び『期間内の増収目標額』は、現時点で数値化が可能な項目についてのみ記載したものです。この目標額だけでは、完全に収支バランスをとることができませんが、今後、数値目標を設定していない項目を具体的に実行に移すことにより、収支バランスのとれた健全な財政運営を図ろうとするものです。

この財政健全化計画は、必要に応じて見直しをすることができますが、毎年、実施状況を検証し、取組が十分でない場合や社会情勢が変化した場合には、随時、この計画を見直し、改善を行います。